

電子契約サービス利用に係るQ&A(事業者向け)

No.	質問	回答
1	事業者側も電子契約サービスに加入する必要や費用が発生しますか。	事業者が電子契約サービスに加入する必要はなく、また、費用の負担もありません。
2	今後の契約は全て電子契約になるのでしょうか。	令和7年5月以降に契約締結を行う入札案件を対象とし、令和8年度からは全ての契約を電子契約の対象とする予定です。(法令等により紙による契約が義務付けられている場合を除く。)
3	必ず電子契約により契約を締結しないといけないのでしょうか。	電子契約を義務付けるものではありません。契約の際、従来のだおりの紙による契約か電子契約かを事業者が選択可能です。 なお、電子契約を希望される場合は、事前に「電子契約利用申出書」の提出が必要となりますのでご注意ください。
4	電子契約利用申出書において、第1承認者と第2承認者とありますが、契約締結に携わる者が1人の場合はどのように記載したらいいのでしょうか。	第1承認者の項目に担当者(代表者含む。)を記載し、第2承認者の欄には「同上」と記載ください。
5	公共工事請負契約や建設工事関連業務委託(コンサル業務)等において、契約保証書も電子契約の対象となりますか。	当該保証書が電子保証書である場合は対象とします。電子保証書ではない場合は、従来通り紙面により提出を求めます。
6	契約締結の際、内訳書も併せて契約締結を行う場合は、どのようにしたらよろしいでしょうか。	まず作成した内訳書のデータを市に提出していただき、それをもとに契約書のデータと併せてクラウドサインにアップロードして契約手続きを進めます。
7	電子契約利用申出書は契約の都度提出しなければならぬのでしょうか。	1度提出していただければその後は提出を求めません。 しかし、申出の内容に変更が生じた場合は、提出をお願いします。
8	変更契約でも電子契約を利用することができますか。	利用可能です。
9	電子契約の場合、収入印紙はどうしたらよいですか。	収入印紙の貼付は不要です。
10	電子契約による契約手続きを行うために事前の準備は必要ですか。	インターネット環境(パソコン、スマートフォン等)があれば、特別な準備は不要です。